

○八幡平市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

令和5年3月22日告示第27号

八幡平市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

八幡平市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱（令和5年八幡平市告示第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての妊婦及び子育て世帯が安心して出産及び子育てができるよう、八幡平市出産・子育て応援給付金支給事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国の要綱」という。）で使用する用語の例による。

（給付金の種類及び支給額）

第3条 出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の種類及び支給額は次のとおりとする。

種類	支給額
出産応援ギフト	妊娠1回につき10万円
子育て応援ギフト	対象児童1人につき5万円

2 子育て応援ギフトについて、次の各号のいずれにも該当する場合は、対象児童1人につき45万円を加算する。ただし、子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、この限りでない。

- (1) 第5条第1項又は第4項に規定する支給対象者
- (2) 対象児童の出生の日において市内に住所を有し、かつ居住する者
- (3) 子育て応援ギフトの申請時において引き続き市内に居住する意思のある者

（出産応援ギフトの支給対象者）

第4条 出産応援ギフトの支給対象者は、出産応援ギフトの申請時点で市内に住所を有し、この要綱の施行日以後に母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関を受診し、医師により妊娠の確認を受けている者に限る。）であって、他の市区町村から国の要綱に基づく出産応援ギフトの支給を受けていない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は出産応援ギフトの支給対象者としてすることができる。

（子育て応援ギフトの支給対象者）

第5条 子育て応援ギフトの支給対象者は、子育て応援ギフトの申請時点で市内に住所を有し、こ

の要綱の施行日以後に出生した日本国内に住所を有する子を養育する者であって、他の市区町村から国の要綱に基づく子育て応援ギフトの支給を受けていないものとする。

- 2 子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、当該対象児童を養育していた者を子育て応援ギフトの支給対象者とする。
- 3 前2項の場合において、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合であって、そのうちの1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者は、当該対象児童に係る子育て応援ギフトの支給対象者としなない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者は子育て応援ギフトの支給対象者としてすることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、子育て応援ギフトの支給対象者としなない。
 - (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人
(出産応援ギフトの申請等)

第6条 出産応援ギフトの支給を受けようとする者は、市長が別に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、出産応援ギフト申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した者については、当該面談等を省略できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により支給の決定を受けた者は、出産応援ギフト請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
(子育て応援ギフトの申請等)

第7条 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者は、市長が別に定める出生後の面談等を受けた後、子育て応援ギフト申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した場合については、当該面談等を省略できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により支給の決定を受けたものは、子育て応援ギフト請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(申請期限)

第8条 出産応援ギフトの申請は、妊娠中に、子育て応援ギフトの申請は、対象児童が生後4月に達する日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情により申請を行うことができなかつた場合は、当該事情がやんだ後3か月以内に申請を行わなければならない。

- 2 前項ただし書に該当する場合であっても、子育て応援ギフトの申請は、対象児童が3歳に達する日前までに申請しなければならない。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者から給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、第3条第2項に規定する子育て応援ギフトの加算を受けた者が、対象児童の出生の日から2年以内に市外に転出し、又は居住したときは、その者から子育て応援ギフトの加算分の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 この要綱による給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の八幡平市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に妊娠の届出をした妊婦及び出生した子に係る給付金の申請について適用し、同日前に妊娠の届出をした妊婦及び出生した子に係る給付金の申請については、なお従前の例による。ただし、改正前の八幡平市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の規定により出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が施行日以後に出産し、その出生した子を養育する者が第3条第2項に定める子育て応援ギフトを申請したときは、第3条第2項中「45万円」を「50万円」と読み替えるものとする。

出産応援ギフト申請書

八幡平市長 様

住所
氏名
連絡先
妊娠届出日 年 月 日
妊娠届出日時点の住所地
(現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援ギフト（妊娠1回につき10万円）の支給希望の有無
(該当する番号に○をつけてください。)

- 1 希望します。
- 2 希望しません。

1を選択した方は、以下の内容をご確認の上、□にチェックを入れてください。

他の市区町村から国の要綱に基づく出産応援ギフトの支給を受けていません。

※出産応援ギフトの支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

年 月 日

出産応援ギフト請求書

八幡平市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった出産応援
ギフトの支給を受けたいので、次のとおり請求します。

円

振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義人			
口座番号	普通・当座・()		

子育て応援ギフト申請書

八幡平市長 様

住所
氏名
連絡先
対象児童の氏名
対象児童の誕生日 年 月 日
誕生日時点の住所地（現住所と異なる場合のみ記載）

子育て応援ギフト（対象児童1人につき 万円）の支給希望の有無
（該当する番号に○をつけてください。）

- 1 希望します。
- 2 希望しません。

1を選択した方は、以下の内容をご確認の上、□にチェックをいれてください。

- 他の市区町村から国の要綱に基づく子育て応援ギフトの支給を受けていません。
※子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。
- 対象児童の出生の日において八幡平市に居住しており、引き続き居住する意思を有します。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

年 月 日

子育て応援ギフト請求書

八幡平市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった子育て応援ギフトの支給を受けたいので、次のとおり請求します。

円

振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義人			
口座番号	普通・当座・()		